第1章 高齢者虐待防止の基本

1 高齢者虐待とは

(1) 高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。 以下「高齢者虐待防止法」といい、ここでは「法」と表記する。)は、平成18年(2006年) 4月1日から施行されました。

この法では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応施策を国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。

(2) 高齢者虐待防止法による定義

- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいいます(法第2条第1項)。ただし、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用又はサービスの提供を受ける障がい者についても「高齢者」とみなします(法第2条第6項)。
 - ①65歳未満への虐待について

上記以外の65歳未満の者に虐待が生じている場合も支援が必要です。

※ただし、18歳以上65歳未満の在宅の障害者に対する養護者による虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)での対応が基本であることに留意が必要です。

- ②65歳以上の障害者への虐待について
 - 6 5 歳以上の障害者については、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。この法律の間に優先劣後の関係はないため、障害福祉所管課と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の規定により対応することになります(被虐待者の状況等に鑑み、障害者支援施設への保護が適当な場合は、障害者虐待防止法を適用する等)。
- 「養護者」とは、高齢者を現に養護する者をいいます(法第2条第2項)。金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者(高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等)が該当すると考えられますが、同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。なお、経済的虐待については、高齢者の親族であれば、養護者に該当しない者も、虐待の主体となりますので留意が必要です。
- 「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいいます(法第2条第3項)。
- 「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者をいいます。ここでいう業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます(法第2条)。

【「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業】

法規定養介護施設		養介護事業	
*	老人福祉施設	老人居宅生活支援事業	
老人福祉法	有料老人ホーム		
	介護老人福祉施設	居宅サービス事業	
	介護老人保健施設	地域密着型サービス事業	
┃ ┃介 護 保 険 法	介護療養型医療施設	居宅介護支援事業	
八碳体网体	介護医療院	介護予防サービス事業	
	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型介護予防サービス事業	
	地域包括支援センター	介護予防支援事業	

- ※ 有料老人ホームに該当する「サービス付き高齢者向け住宅」を含む。
- ※ 上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応 上記に該当しない施設等については、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の規定は適用 されません。しかし、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待 と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことになります。
- ※ 介護療養型医療施設は令和6年3月31日に廃止されます。
- 医療機関における高齢者への虐待について

医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっています。仮に医療機関において医療従事者等による高齢者虐待があった場合には、高齢者虐待防止法ではなく、医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査等を行い、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。

(3) 高齢者虐待の捉え方と対応が必要な範囲

高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応

高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応とは、在宅における高齢者への権利侵害のうち、高齢者虐待防止法の対象外となる虐待等に対し、介護保険法に基づいた地域支援事業における権利擁護業務等や、老人福祉法に基づく権限行使を行うなど、可能な限り、高齢者虐待防止法に基づいた対応と同様の対応を行うことをいいます。なお、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応においては、高齢者虐待防止法における第11条の立入調査と第13条の面会制限の権限行使はできないことに留意が必要です。

①養護、被養護の関係が明らかでない65歳以上の高齢者への虐待について

高齢者虐待防止法が対象としているのは、養護者(「現に養護者する者」)による虐待のため、 養護者に該当しない場合(養護、被養護の関係にない65歳以上の夫婦間での暴力や中高年の子 どもの世話をしている親が子どもから受ける暴力等)は、高齢者虐待防止法の直接の対象とはな りません。しかし、高齢者が何らかの権利侵害を受けている場合、介護保険法の地域支援事業に おける権利擁護事業や老人福祉法上の措置等により、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応 をすることが求められます。また、事案に応じて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)や刑法等により対応することになります。

前述のDV防止法では、年齢に制限はなく高齢者も対象とされており、高齢者虐待防止法との 関係性において優先劣後の関係にないことから、事案に応じて被虐待者の権利救済のためにどち らの法律での対応が適切か協議することが大切です。

②いわゆるセルフ・ネグレクトについて

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、他者からの虐待行為を受けているわけではないため、高齢者虐待防止法の対象外となっています。

しかし、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、孤立死に至るリスクも抱えています。相談を受けた市や地域包括支援センターは、地域支援事業における総合相談支援業務や権利擁護業務等の一環として、積極的な対応が求められます。その際、単に関わりを拒否する者という理解にとどまらず、そこに至った背景、生活歴、パーソナリティや生き辛さへの理解に基づき対応します。また、必要に応じて、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応として、やむを得ない事由による措置による保護や成年後見制度の市長申立等の権限行使等を検討します。こうした対応を行えるよう、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です。

セルフ・ネグレクトへの対応における個人情報の取り扱いについては、市町村等の行政機関は、法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、特定した利用目的の範囲内で当該個人情報を保有する行政機関内で利用し、又は第三者に提供することができます(個人情報保護法61条第1項)。利用目的の範囲外となる場合であっても、高齢者等の本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合(個人情報保護法第69条第2項第4号)等には、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り、当該個人情報を利用した事実確認や情報収集、情報共有を行うことができます。そして、医療機関等の個人情報取扱事業者においては、本人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合(個人情報保護法第27条第1項第2号)や市や地域包括支援センターが行う地域支援事業における権利擁護事業、重層的支援体制設備事業における事務の遂行に協力する必要がある場合であって本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(同項第4号)等には、情報提供を行うことができます。

■ 高齢者虐待とは、養護者や養介護施設従事者等による次のいずれかに該当する行為をいいます (法第2条第4項及び第5項)。

【虐待の種類・内容と具体例】

虐待の種類・内容	内容と具体例
	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
身体的虐待	 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたり、壊したりする。 ・無理やり食事を口に入れる。 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する(ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディスーツを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。) ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけ長時間家の中に入れない。/等
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など養護を(養介護施設従事者等については、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を)、著しく怠ること。 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な環境の中で生活させる。・本人が必要とする医療・介護保険サービスなどを、相応の理由なく制限したり使わせない、放置する。 ・同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。/等
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮辱を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片付けがしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。/等
性 的 虐 待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。・キス、性器への接触、セックスを強要する。・わいせつな映像や写真を見せる。/等
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族又は養介護施設従事者等が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。 ・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。 /等

(参考) 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(出典:社団法人日本社会福祉士会市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き 2011)

- ※ 一般に虐待は被虐待者側の定義であり、行為が意図的であるか否かを問わず、被虐待者にとって有害な行為であれば虐待といえます。
- ※ 高齢者虐待と判断しがたい事例であっても、権利擁護のために支援が必要と判断されるものに ついては、事例に応じて必要な支援を行っていく必要があります。
- ※ 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や使途について理解の上で同意する 能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言え ず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。
- ※ 経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。

(4)関係機関とその責務

法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、高齢者福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び従事者等に対する責務が規定されています(法第3条、第4条及び第5条)。

- 国及び地方公共団体の責務(法第3条)
 - ・関係機関及び民間団体等との連携強化、民間団体の支援その他必要な体制整備に努める。
 - ・高齢者虐待に携わる専門的人材の確保及び研修等による当該職員の資質向上に努める。
 - ・高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等の広報・啓発活動を行う。
- 国民の責務(法第4条)
 - ・高齢者虐待防止、養護者に対する支援等の重要性を理解する。
 - ・国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止並びに養護者支援のための施策協力に努める。
- 高齢者の福祉に職務上関係のある者等の責務(法第5条)
 - ・高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努める。
 - ・国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止のための啓発活動及び虐待を受けた高齢者保護 のための施策協力に努める。

【関係機関等の具体的な役割】

KING DIVI	関係機関等	具体的な役割	
	大		
		・関係省庁等との連携協力体制の整備	
		・専門職員の確保及び資質向上のための措置	
国	厚生労働省等	・通報義務等の広報・啓発活動	
		・調査、研究	
		・成年後見制度の周知、利用促進	
	都道府県	・関係機関及び民間団体等との連携協力体制の整備	
l		・専門職員の確保及び資質向上のための措置	
地方		・通報義務等の広報・啓発活動	
公共		・市町村間の連絡調整、情報提供、助言	
共田		・成年後見制度の周知、利用促進	
団体		・養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況や措置等に関す	
		る公表	
		・養介護施設(事業所)の指導、監督	

(次頁につづく)

		・市町村立入調査時の援助			
	警察				
		・市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力			
地方公共団体	市町村 (地域包括支援セン ター)	 ・通報義務等の広報・啓発活動 ・通報・届出受理窓口の設置及び周知 ・関係機関及び民間団体等との連携協力体制の整備 ・高齢者虐待担当部局及び高齢者虐待対応協力者の周知 ・相談、指導、助言 ・対象高齢者の安全確認、通報・届出事項の事実確認 ・対象高齢者宅への立入調査及び警察への援助要請 ・高齢者虐待対応協力者との対応に係る協議 ・高齢者の保護、審判の請求 ・居室の確保 ・入所措置した高齢者と虐待者との面会の制限 ・養護者への支援(負担軽減のための相談、指導、助言等) ・専門職員の確保及び資質向上のための措置 ・養介護施設従事者等による虐待の通報・届出事項に係る都道府県への報告 ・養介護施設(事業所)の指導、監督 ・成年後見制度の周知、利用促進 ・財産上の不正取引に係る相談 			
	高齢者、養護者、	・高齢者虐待防止、養護者支援等の重要性の理解			
国	家族、親族、近隣住	・地域での支援体制の確立(見守り、声掛け等)			
民	民、自治会、老人ク	・市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力			
	ラブ等	・行政が行う施策への協力			
	民生委員・児童委 員、人権擁護委員	・高齢者虐待発見の努力、発見時の支援(見守り、声掛け、 相談、助言等) ・市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力 ・行政が行う啓発活動や施策への協力			
高齢者の福	養介護施設従事者等	・高齢者虐待発見の努力、発見時の支援(観察、見守り、 声掛け、相談、助言、介護保険サービス等の提供等) ・市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力 ・行政が行う啓発活動や施策への協力			
社に職務上関係のある者等	養介護施設設置者等	・高齢者虐待発見の努力、発見時の支援(観察、見守り、 声掛け、相談、助言、介護保険サービス等の提供等) ・高齢者虐待防止のための措置(研修の実施、苦情処理体制の整備等) ・入所措置された高齢者と虐待者との面会の制限 ・市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力 ・行政が行う啓発活動や施策への協力			
	医師、看護師等	・高齢者虐待発見の努力、発見時の支援(観察、健康状態の確認、診断、医療の提供、助言等) ・市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力 ・行政が行う啓発活動や施策への協力			
	弁護士、司法書士	・高齢者虐待発見の努力、発見時の支援(法的対応・手続き等の相談、 指導、助言等) ・市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力 ・行政が行う啓発活動や施策への協力			

(5) 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点

1 高齢者の意思の尊重

高齢者虐待対応においても、高齢者の意思を尊重した対応が重要です。特に、虐待を受けている 高齢者の多くは、自由に意思表示ができる状況にない場合が多いため、安心して自由な意思表示が できるための丁寧な意思決定支援が必要です。虐待対応の目標は、高齢者を虐待という権利侵害か ら守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することであるため、高 齢者の生命に関わる場合など緊急性が高い事案については高齢者の安全確保を優先します。

2 高齢者の安全確保の優先、権利利益を守る迅速な対応

入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができない場合であっても高齢者の安全確保を最優先する必要があります。その場合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって信頼関係を構築することや支援を行うなど、時間をかけた対応が必要となることもあります。

また、高齢者が分離を望んでいなくても、高齢者の生命・身体の保護のために必要があれば、「やむを得ない事由による措置」を行うことを躊躇すべきではありません。この場合、高齢者に対し、現在の虐待が生じている客観的状況を丁寧に説明することで、高齢者に保護の必要性の理解を促します。判断能力が低下している場合においても、高齢者が理解できるよう促すことが必要です。

3 組織的な対応

高齢者虐待の事案に対しては、担当職員一人の判断で行うことを避け、組織的な対応を行うことが必要です。相談や通報、届出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。特に高齢者の安全や事実確認のための調査では、担当職員一人への過度な負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

4 虐待を未然に防止することから高齢者の生活が安定するまでの継続的な支援

高齢者虐待対応においては、高齢者に対する虐待を未然に防止することから、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制が必要です。

5 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護の知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。また、近隣との付き合いがなく孤立している高齢者がいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスクを低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要となります。

6 虐待の早期発見・早期対応

高齢者へ対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者、家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員や自治会等の地域組織との協力連携、地域住民への高齢者虐待に関する普及啓発、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、仮に虐待が起きても早期に発見し、対応できる仕組みを整えることが必要です。

7 高齢者とともに養護者を支援する

養護者による高齢者虐待の防止を目的に、養護者に対して、相談、指導及び助言を行うとともに、 養護者の負担軽減のため、養護者に対して必要な措置を講ずるとされています(高齢者虐待防止法 第6条、第14条)。

①高齢者と養護者の利害対立への配慮

虐待対応においては、同じ職員が高齢者、養護者への支援を行った場合、それぞれの利害が対立して、根本的な問題の解決ができなくなる可能性があります。このため、高齢者への支援と養護者への支援は、それぞれ別の職員が分担して行う等、チームとして対応する必要があります。

②虐待の発生要因と関連する課題への支援

家庭内における高齢者虐待は、様々な要因によって引き起こされます。養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっているにもかかわらず必要な支援に 結びついていないような場合には、それらの要因を一つ一つ分析し、養護者に対して適切な支援を 行うことで、虐待を解消し、再発防止・未然防止することにつながります。

③養護者支援機関へのつなぎ

養護者支援は、虐待の未然防止、虐待の解消へつながる対応です。在宅で養護者による虐待が起こる場合には、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援(介護疲れ、経済的な問題、障害・疾患など)を必要としている場合も少なくありません。また、家族、親族間の関係性、家族親族の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題・課題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

8 関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年の経緯に基づく人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援に当たっては、高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要となります。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事案に対応することが必要です。

(6) 高齢者虐待対応における留意事項

1 虐待に対する「自覚」は問わない

虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応すべきです。

2 常に迅速な対応を意識する

虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、 通報や届け出がなされた場合には迅速な対応が必要です。また、夜間や休日においても相談や通報、 届出や緊急の保護に対応できるよう、関係者や住民に周知する必要があります。

3 関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、市が主体となり、庁内関係部局との連携及び専門機関との連携が不可欠です。「事実確認」、「緊急時の対応」など、警察、消防、救急、医療機関、金融機関等との連携が必要になることがあります。

4 適切に権限を行使する

高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使することが必要です。 そのためには、組織内での実施ルールを確定、予算措置、実践事例の収集や蓄積、研修等、実施を 想定した体制を構築することが望まれます。

5 記録を残す

虐待対応では、虐待の根拠となる客観的な情報を収集する必要があります。発言内容や状態・行動・態度など見聞きした内容をありのまま記録するとともに、確認した日時や場所,担当者を明確に記載します。記録者の感情や主観を入れず、事実をそのまま記録することが重要です。

第1章 高齢者虐待防止の基本

対応に関する会議や当事者とのやり取りは全て記録に残し、組織的に対応状況を共有する必要があります。対応如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定に当たっては、一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要です。記録を残し、説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことはできません。

第2章 養護者による高齢者虐待への対応

1 養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見

(1) 未然防止

高齢者虐待は、特別な家庭のみに起こるのではなく、また介護が必要な高齢者のみに起こる問題でもありません。どこの家庭にも起こりうる身近な問題です。高齢者虐待は、多くの要因が複雑に絡み合って起こると考えられています。ハイリスク要因を十分に理解し、支援を行うことが高齢者虐待の未然防止につながります。

【高齢者虐待の要因と例】

高齢者側の問題	虐待者側の問題	その他の問題
・加齢や怪我によるADL(日常生	・無気力状態	・親族関係の悪さ、孤立
活自立度)の低下	・介護や家事に慣れていない	・家族の力関係の変化(主要人物の
・認知症の発症、悪化	・収入が不安定、無職	死亡等)
・無気力状態	・金銭管理能力がない	・介護の押し付け
・疾病、障がいがある	・借金、浪費癖がある	・暴力の世代間、家族間連鎖
・要介護状態	・依存症(アルコール・ギャンブル等)	・家屋の老朽化、不衛生
・判断力や金銭管理能力の低下	・手当等の手続きができていない	・近隣、社会との関係の悪さ、孤立
・言語コミュニケーション機能の低下	・介護保険料や健康保険料の滞納	・人通りの少ない環境
・過去からの虐待者との関係の悪	・過去からの人間関係の悪さ	・地域特有の風習、ならわし
さ、希薄、孤立	・性格的な偏り	・高齢者に対する差別意識
・手当等の手続きができない	・相談者がいない	・認知症や疾病、障がいに対する偏
・介護保険料や健康保険料の滞納	・認知症に関する知識がない	見
・養護者との依存関係	・介護負担による心身・経済的な	
	ストレス	
	・養護者自身に疾病、障がいがある	
	・介護サービス等を知らない	
	・親族関係からの孤立	

(参考) 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(出典:社団法人日本社会福祉士会市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き 中央法規出版)

【認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発】

認知症高齢者は、養護者等の言うことが理解できなかったり、また、養護者や家族等も認知症に対する理解が十分でないため、高齢者の言動や行動が理解できなかったり、受け入れることができずに対応してしまい、認知症の症状の悪化につながる場合や、必要な医療や介護サービスが受けられていない等、結果として、高齢者虐待につながっていることが考えられます。養護者、家族、関係者を含む社会全体が認知症を正しく理解し、適切な対処法を身に着けることや、養護者や家族等の負担軽減や認知症高齢者を温かく見守る環境づくりは、虐待の未然防止のために必要です。

(次頁につづく)

- ・認知症によるもの忘れと加齢によるもの忘れとは違います。
- ・認知症の症状は、記憶障がい、見当識障がい(日時・場所・人が分からない)、判断力の低下などの中核症状が進行するにつれ、妄想、幻覚、不安、依存、徘徊、攻撃的行動、睡眠障がい、介護への抵抗、異食・過食、抑うつ状態などの周辺症状がみられることがあります。
- ・失われた機能を取り戻すことはできませんが、初期段階からの治療により進行を抑えることは可能 です。早めに医師の診断を受けることが大切です。
- ・養護者の対応によって、認知症の症状は良くなる可能性があります。介護も治療のひとつです。
- ・認知症サポーター養成講座等の開催は、認知症の正しい知識や理解を促進すると考えられます。
- ・認知症の人を支えている家族が集う場や認知症の方や家族が集うカフェは、認知症の介護に直面した家族にとって、精神的な支えになることが期待できます。

(2)早期発見

家庭内における高齢者虐待は、虐待をしている養護者本人には、虐待をしているという認識がない場合が多く、また、虐待を受けている高齢者も虐待者をかばう、知られたくないなどの思いがあるため虐待の事実を訴えにくく、発見しにくい状況にあります。

虐待を早期に発見するためには、近隣住民をはじめ、民生委員や自治会等の地域組織、介護サービス事業者等、高齢者を取り巻く様々な関係者に、高齢者虐待についての理解を深めてもらうための普及啓発や対応窓口の周知をしていくことが欠かせません。

【通報(努力)義務の周知】

高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています(法第5条)。

また、養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないとされており、それ以外の場合も、通報に努めなければならないとされています(法第7条)。

なお、通報を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています(法第8条)。

【対応窓口の周知徹底】

相談等窓口、高齢者虐待対応協力者の名称を明確にし、住民や関係機関に周知することが規定されています(法第18条)。また、他の窓口に相談が入る可能性もありますので、その場合も速やかに担当窓口に連絡が入るように、行政内及び関係機関の相談等窓口間で連携体制を整えておくことも必要です。

〇具体的な周知例

- ・ホームページにおいて告知
- ・啓発リーフレットの配布
- ・市民啓発講演会の実施 等

【高齢者虐待の早期発見に役立つ12のサイン】

- ① 身体に不自然な傷やアザがあり、高齢者自身や介護者の説明もしどろもどろ
- ② 脱水症を甘くみることは禁物。十分な水分補給が必要
- ③ 部屋の中に衣類、おむつ、食べかけの食事、食べ残しが散乱
- ④ 外で食事をするとき、一気に食べてしまう
- ⑤ 必要な薬を飲んでいない、服薬の介助をしていない
- ⑥ 強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度が見られる
- ⑦ 落ち着きがなく、動き回ったり異常によくおしゃべりする
- ⑧ 「年金をとりあげられた」と高齢者が訴える
- 9 高齢者を介護している様子が乱暴に見える
- ⑩ 家族が福祉・保健・介護関係の担当者を避ける
- ⑪ 家の中から、家族の怒鳴り声や高齢者の悲鳴が聞こえる
- ② 天気が悪くても、高齢者が長時間、外にたたずんでいる、あるいは昼間、姿を見かけなくなった、窓が閉まったままなど→この状態が継続する場合
- (参考) 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(出典:早期発見に役立つ12のサイン財団法人厚生労働問題研究会)

2 養護者による高齢者虐待の対応

(1) 高齢者虐待対応ネットワークと具体的な対応方法

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、個人的対応で解決できるものは少なく、市と関係機関等が協力して継続的な支援を行っていく必要があります。そのため、本市ではP14の「対応フロー図」のとおり、高齢者虐待対応ネットワークを形成し、迅速かつ効果的な対応に努めています。 なお、市町村が虐待認定や緊急性の判断を行ううえで、医療・福祉関係者等の関係機関や地域住民からの情報提供は不可欠です。

高齢者虐待に係る事実確認等は、高齢者虐待防止法第9条第1項に基づくものであり、下記の個人情報保護法の例外規定の第1号「法令に基づく場合」に該当すると考えられます。事実確認の目的は高齢者の生命・身体・財産に対する危険から救済することにあるから、下記規定第2号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合」に該当すると考えられます。

【個人情報保護に関する法律】

利用目的による制限(第18条)、第三者提供の制限(第27条)の例外規定

- ー 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 高齢者の居住実態と住所が異なる場合の対応

①高齢者虐待対応を担う市町村

高齢者虐待への対応は、養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者等による高齢者虐待ともに、 高齢者の居住実態のある自治体が行うことが基本となります。住民票を移すことなく親族宅等で生 活しており、養護者による高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合、あるいは高齢者が住民票を 移すことなく他自治体の養介護施設等で生活しており養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑 われる事案が発生した場合は、高齢者の居住実態のある自治体が通報・届出の受理と事実確認の対 応を行います。

②権限行使が必要な場合の対応

高齢者に関する事実確認の結果、状況によっては高齢者の保護が必要となり、老人福祉法第10条の4及び第11条に規定された「やむを得ない事由による措置」や成年後見制度の市町村長申立を行う場合もあります。老人福祉法に規定された「やむを得ない事由による措置」等については、老人福祉法第5条の4第1項において基本的に高齢者が居住する市町村が行うことが定められています。

老人福祉法(福祉の措置の実施者)

第五条の四 六十五歳以上の者(六十五歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。)又はその者を現に養護する者(以下「養護者」という。)に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。

ただし、同条第一項第一号若しくは第二号の規定により入所している六十五歳以上の者又は生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所している六十五歳以上の者については、これらの者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、これらの者が入居前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前におけるこれらの者の所在地の市町村が行うものとする。

【高齢者の住所地と居住地が異なる場合の対応主体】

相談・通報・届出を受付け、事実確認等の対応	高齢者が居住する市町村が通報・届出を受付
	け、事実確認等の対応を行います。
	高齢者の住民票所在地市町村は、必要となる各
	種情報の提供をはじめ、居住市町村と連携協力
	体制を築きながら、高齢者の安全確保や虐待対
	応にも協力します。
老人福祉法のやむを得ない事由による措置等	基本的には、高齢者が居住する市町村が対応し
	ます。
成年後見制度の市町村長申立	基本的には、生活保護の実施期間、入所措置の
	措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の
	支給決定市町村が実施します。ただし、高齢者
	が居住する市町村の申立ても認められていま
	す。(関係市町村間で協議し、高齢者の権利利益

【高齢者虐待対応ネットワーク:対応フロー図】

相談 (通報・届出)者 〈ケアマネジャー、介護保険サービス事業者、医療関係、警察、民生委員、近隣住民 等〉 1 相談 (通報・届出) 受付 〈地域包括支援センター(老人介護支援センター)、長寿福祉課、介護保険課、健康づくり推進課〉 (P38高齢者虐待相談受付票 P40虐待予防・発見チェックシート参照) 対応部署に情報提供 ※対応部署とは、主に、地域包括支援センター、長寿福祉課を指す。 ・複数の職員で相談内容を共有し、緊急性の判断を行う。 - - -・事実確認の方法と役割分担を決める。※必要に応じて管理職の判断を仰ぐ。 2 事実確認 <対応部署> ・庁内関係部署、関係機関等からの情報収集を行う。 虐待の疑いはないと判断した ・訪問調査(高齢者の安全、虐待が疑われる事実について確認)を行う。 事例 ・原則、相談(通報・届出)から48時間以内に行う。 聞き取りのみ ・情報提供・助言 ・他機関への取次・ ※訪問調査は、必要に応じて庁内関係部署、関係機関の同行を要請する。 あっけん ※必要に応じて立入調査を実施する。 **3 協議** <対応部署> ※コアメンバー会議を含む。 虐待が疑われる 事実や権利侵害 ・複数の職員で情報共有し、虐待対応の必要性と今後の支援方針について決 虐待の疑いはないが、地域包 の事実が確認さ 括支援センターとして相談を 継続する必要があると判断し れなかった場合 定する。(P41高齢者虐待リスクアセスメントシート参照) 4 コアメンバー会議 <対応部署> ・権利擁護対応 (虐待対応を除く) ・虐待の有無の判断(場合によっては虐待認定)。 ・包括的・継続的 ケアマネジメント 緊急性、深刻度の判断。 支援 総合相談支援 対応方針の決定。 緊急性 ・管理職を含む複数の職員で行う。 が高い 6 緊急対応 ※必要に応じて庁内関係部署、関係機関の参加を要請する。 場合 ※対応方針の判断が難しい場合は5高齢者虐待対応協力者会議を開く。 ・立入調査 ※緊急性が高い場合は6緊急対応の要否について検討する。 ・入院・治療 ・短期入所、シェルターへの一時保護 (P28緊急時における対応フロー図参照) 対応方針の判断が難しい場合 |5||高齢者虐待対応協力者会議 <長寿福祉課で主導> ・虐待の事案の内容に応じて、市長が必要と認める場合に、市長が招集し開催する。 ※関係機関…警察、弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、歯科医師、民生委員 7 対応方針に沿った対応の実施 <対応部署> 在宅サービス 要分離 要医療 その他 ・介護保険サービス等利用申請 契約による施 措置による施 その他制度の利用 医療機関等での ・地域での見守り による分離の支援 設入所 ・ケアプラン作成、修正 設入所 治療、入院等 ・警察への援助依頼 (公営住宅入居等) ・介護保険サービス等利用 ・成年後見制度の利用 等 8 評価会議 <対応部署> ・対応の実施状況及び虐待が解消したかの確認を行う。 ※必要に応じて庁内関係部署、関係機関の参加を要請する。 ※虐待が解消するまで、4コアメンバー会議及び8評価会議の開催を繰り返し行う。

|9||虐待対応の終結

・高齢者本人の権利が護られ、虐待が解消し、高齢者本人と養護者の生活が安定した状態であること。

1 相談(通報・届出)受付

本市の相談等の窓口は地域包括支援センター(老人介護支援センター)、長寿福祉課、介護保険課、健康づくり推進課です。

(P43~46高齢者虐待に関する相談窓口参照)

■ 窓口の職員には守秘義務が課せられていますので、相談内容は慎重に取り扱う必要があります。また、個人情報の保護等についても個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)で定められています。

【市町村職員等の守秘義務】

通報又は届出を受けた市町村等の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした 者を特定させるものを漏らしてはならないとされ、守秘義務が課せられています(法第8条)。

◆ 相談(通報)を受けた担当者は、**高齢者虐待相談受付票(P38)や虐待予防・発見チェックシート(P40)**等を利用し、必要な項目を正確に聞き取る必要があります。

相談対応は、相手が尋問されているような印象を与えないよう、相手が話しやすいように考慮しながら、質問は最小限にして確認していきます。

通報時に相手が焦って連絡している場合は、ゆっくりした優しい口調で話すなど、まずは、 相手に安心感を与え、落ち着かせることが重要です。

- ◆ 介護保険課及び健康づくり推進課、老人介護支援センターで相談(通報)を受けた場合は、 速やかに、地域包括支援センター又は長寿福祉課(以下、「対応部署」と表記。)に連絡をしま す。
- ◆ 相談(通報)を受け付けた対応部署は、複数の職員で相談内容を共有し、緊急性の判断を行 うとともに、事実確認の方法と役割分担を決定します。受け付けた相談・通報等を虐待の通 報・届出として捉えるかどうかの判断については、相談を受けた担当者が単独で判断するので はなく、組織として判断することが重要であり、担当者単独での判断は、虐待を見逃すリスク を高める大きな要因となります。必要に応じて管理職等の判断を仰ぎます。

2 事実確認

- ◆ 対応部署は、相談(通報・届出)受付時の協議内容に沿って、原則、相談(通報)から48時間以内に事実確認を行います。相談(通報)内容によっては直ちに安全確認や緊急措置入所が必要な場合もあると考えられますので、速やかに確認する必要があります。
- ◆ 庁内関係部署、関係機関等(介護支援専門員、介護保険サービス事業所、民生委員等(以下 同じ))からの情報収集や訪問調査を行います。

《情報収集》

- *これまでの相談歴を保健福祉総合システムによって確認する。
- *他課(センター)からの情報を収集する。
- *関係機関からの情報を収集する。

【情報収集する主な内容】

- ・家族構成、続柄、年齢、職業等
- ・対象高齢者への介護の状況
- ・虐待の内容とレベル
- ・虐待の事実と経過(日時やその時の様子など)
- ・対象高齢者の性格と身体・心理状況
- ・虐待者又は虐待が疑われる者の性格と身体・心理状況
- ・家計、住居、家庭環境(衛生面等)等の状況
- ・その他家族の人間関係やエピソード
- ・家族内外でキーパーソンとなりうる人

【他課及び関係機関から収集する情報の種類等の例】

- ・世帯構成
- ・介護保険の情報(介護認定の有無、担当介護支援専門員、介護保険サービスの利用状況等)
- ・福祉サービス等の情報(生活保護の有無、障害者手帳の有無、福祉サービス利用状況 等)
- ・経済状況の情報(収入状況、年金の種類 等)
- ・医療機関からの情報(病歴、治療歴、処方状況、主治医からの意見等)
- ・警察からの情報(過去の相談、保護の情報等)
- ・民生委員からの情報(訪問活動の情報、近隣からの情報等)

【訪問調査における留意点】

〇複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。

〇医療職の立ち会い

高齢者は安否確認が優先されるため、保健師等の医療職が面接を行うことが有効です。

〇信頼関係の構築

高齢者や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わる重要な要素であり、別々の対応者が双方との信頼関係の構築に努めます。当初の事実確認から継続的に関わり、徐々に信頼関係の構築を図ることを意識した上で、行政の担当課、担当職種を検討し、対応していくことが必要です。

〇高齢者、養護者等への十分な説明

訪問調査に当たり、担当職員の職務及び守秘義務、調査する内容と必要性、高齢者の権利について説明をし、理解を得ることが必要です。養護者等に対しては、調査やその後の援助が養護者や家族等を支援するものでもあることを十分に説明し、理解を得ることが重要です。

Oプライバシーへの配慮

虐待はとてもデリケートな問題であり、虐待をした、受けたという事実は、他人には知られたくないものです。虐待が発生した家族を継続的に支援していくには、第三者の協力が必要になる場合がありますが、高齢者や養護者の権利やプライバシーが侵されることがないよう十分な配慮が必要です。

〇柔軟な調査技法の適用

養護者自身が援助を求めていたり虐待の程度が軽度の場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。一方で、虐待が重篤で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある場合には、養護者の行っている行為が虐待にあたるとして毅然とした態度で臨むことも必要となります。調査項目や調査回数は高齢者や養護者の状況を判断しつつ、信頼関係の構築を念頭に置きながら柔軟に対応する必要があります。

3 協議

- ◆ 対応部署の担当者は、事実確認した内容をもとに情報を整理し、**高齢者虐待リスクアセスメントシート(P41)**を作成します。その上で、内容を複数の職員で共有し、虐待対応の必要性と今後の支援方針について協議・決定します。
- ◆ 事実確認で収集した情報が十分でなく、状況の判断ができない場合には、再度 2 に戻り、事 実確認を継続します。
- ◆ 専門的判断を必要とする虐待事例に対して、法律、福祉の両面から有効なアドバイスを得る 必要がある場合は、香川県虐待対応専門職チーム(運営:香川県弁護士会及び香川県社会福祉 士会)の活用が可能です。

4 コアメンバー会議

- ◆ 対応部署は、事実確認に基づいた情報を共有のうえ、①<u>虐待の有無、②緊急性、③深刻度、</u> ④<u>支援・対応方針</u>を決定していきます。場合によっては、会議において虐待の認定を行います。
- ◆ 状況に応じて立入調査や措置入所等の緊急な対応の決定が必要となるため、意思決定者である管理職が会議に参加し、対応が滞ることがないよう留意します。
- ◆ 会議には必要に応じて庁内関係部署、関係機関に参加を要請します。
- ◆ 対応方針についての判断が難しい場合は、5 高齢者虐待対応協力者会議を開催します。
- ◆ 緊急性が高い場合は、6 緊急対応 (立入調査や入院、施設入所等の分離保護) の要否の検討を行います。

(P27高齢者虐待のレベルと介入のステージ、P28緊急時における対応フロー図参照)

①虐待の有無の判断

コアメンバー会議において、事実確認により収集された情報から虐待の有無を判断します。 虐待の事実はない(虐待が疑われる事実等が確認されなかった)、収集した情報が十分ではなく 判断できなかった、虐待の事実が確認された(虐待が疑われる事実が確認された)のいずれか に整理し、虐待の事実が確認された場合、具体的にどの虐待類型に属するのかを確認します。

(P4【虐待の種類·内容と具体例】参照)

②緊急性の判断

虐待の事実が確認された又は虐待が疑われる事実が確認された場合は、緊急性の判断を行う とともに対応方針を決定します。

緊急性の判断は、生命又は身体に危険が生じているおそれがある場合に、入院・入所等の緊 急的な分離保護の必要性の検討や、高齢者や養護者の協力拒否等により事実確認ができない場 合に、立入調査の要否等の検討等を行うものです。

(P41高齢者虐待リスクアセスメントシート参照)

③深刻度の判断

|深刻度とは、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度であり、深刻度を判断する時点及び

判断者は、相談・通報受理後や事実確認実施後に、緊急性の判断と同様に複数名で組織として検討するものです。また、深刻度の区分は、4(最重度)、3(重度)、2(中度)、1(軽度)の4段階として、虐待の程度(深刻度)計測フローの活用等により判断することとなっています。

深刻度の区分

深刻度区分	説明
1 (軽度)	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2 (中度)	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支
	障が生じている。
3 (重度)	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じ
	ている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4(最重度)	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危
	機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

(P28~29養護者による高齢者虐待における虐待の程度(深刻度)計測フロー参照)

④対応方針の決定

対応部署は、虐待の有無と緊急性の判断を行った結果、「虐待あり」と判断した事案、「事実確認を継続」と判断した事案について、必要な対応方針を決定します。

いずれにおいても、初動期の対応方針を決定する上では、「高齢者の生命や身体の安全確保」という目的を明確にした上で、事案の状況に応じて検討することが重要です。

- ・虐待の有無の判断により、「虐待なし」と判断された場合は、権利擁護対応や包括的・継続的 ケアマネジメント支援、総合相談支援に移行します。
- ・高齢者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合は、早急に介入する 必要があることから、可能な手段から適切なものを選択して介入します。
- ・措置が必要と判断した場合は、高齢者への訪問、措置の段取り、関係機関等からの情報収 集、他機関との調整など役割を分担し、即時対応します。
- ・いずれにしても高齢者の安全の確認、保護を優先します。

5 高齢者虐待対応協力者会議

- ◆ 会議は、虐待の事案の内容に応じて、市長が必要と認める場合に、市長が招集し開催します。
- ◆ 会議では、幅広い高齢者虐待対応協力者の参画のもと、それぞれの専門知識等をいかした多面的な支援・対策を協議します。
- ◆ 会議開催に関して、関係機関との調整や資料作成等については、対応部署が行います。

6 緊急対応

◆ 緊急性が高い場合は、立入調査や分離保護の対応を行います。

O立入調査

高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村 長は担当部局の職員に、虐待を受けている高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査や質 問をさせることができます(法第11条第1項)。

訪問調査等に拒否的な態度をとる養護者に対して、様々な手段を重ねても高齢者の生命又は 身体の安全を確認することができない場合に、立入調査の要否を検討することが必要になりま す。そのためには、訪問を実施した全てについて、日時とその結果を正確に残していくことが 重要です。

法第12条第1項では警察への援助要請等についての規定が設けられていることから、必要 に応じ高齢者の住所又は居所を管轄する警察署長に援助を求めます。(P42警察への高齢者虐

待事案に係る援助依頼書参照)

また、正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁されず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられることとなっています。(同法第30条)

立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯します。予測される事態に備え、複数の職員を選任します。入院等の必要性を判断することができる医療職の同行も有効です。

〇分離保護

手段としては、医療機関への一時入院や短期入所、また、自立している女性高齢者が夫等から暴力を受けている場合は、香川県子ども女性相談センター(シェルター)への一時保護等の方法も考えられます。

フ 対応方針に沿った対応の実施

- ◆ 対応部署は、コアメンバー会議等で決定した支援・対応方針に沿って対応を実施していきます。
- ◆ 保護・分離の必要があると判断した場合の手段としては、契約による介護保険サービス等の利用 (短期入所、施設入所等)、市による措置(やむを得ない事由による特養や短期入所 への措置、養護への措置等)、医療機関への一時入院、市独自事業による一時保護などが考えられます。

【具体的な支援策】

虐待のレベルに応じて支援・対応方針を協議し決定しますが、基本的には、在宅生活が可能なうちは、介護保険の居宅サービスや福祉サービス等の各種制度を利用しながら見守りを続け、在宅生活が困難な場合には、養護老人ホームや特別養護老人ホーム等への入所措置等(老人福祉法第10条の4第1項若しくは第11条第1項)を行います。

また、必要があると認められる場合には、審判の請求(老人福祉法第32条)を行います(法第6条、第9条第2項及び第14条)。

- ※ 老人福祉法第10条の4第1項(居宅における介護等) やむを得ない事由により措置を採ることができます。
- ※ 老人福祉法第11条第1項(老人ホームへの入所等)

居宅において養護を受けることが困難なものの措置を採らなければなりません。

※ 老人福祉法第32条(審判の請求)

市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るために特に必要があると認められると きは、後見開始等の審判を請求することができます。

		具体的な支援策	措置及び審判の請求	
	1	訪問介護、訪問型サービス		
	2	通所介護、通所型サービス	措置	
	3	短期入所生活介護		
	4	小規模多機能型居宅介護	老人福祉法 第10条の4第1項	
王な介	5	認知症対応型共同生活介護		
護保険	6	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)		
主な介護保険サービス	7	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への入所	措 置 老人福祉法 第11条第1項	
	8	介護老人保健施設への入所	_	
	9	介護療養型医療施設への入所	_	
	10	介護医療院への入所	_	
	11)	特定施設入居者生活介護	_	
	1	養護老人ホームへの入所	措 置 老人福祉法	
	2	養護受託者への委託	第11条第1項	
	3	軽費老人ホーム入所	-	
その他	4	短期入所事業(要介護等認定非該当者対象)	-	
	(5)	公営住宅入居	_	
のサービス	6	成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業	審判の請求 老人福祉法第32条	
	7	日常生活自立支援事業	_	
	8	専門相談	_	
	9	法律相談等	-	

[※] 上記の主な介護保険サービス①~⑦は、「やむを得ない事由による措置」に該当するサービスの 種類です。

^{※ 「}やむを得ない事由による措置」とは、やむを得ない事由によって、契約による介護保険サー

ビスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、市町村長が職権によりサービス を利用させることができるというものです。

※ 「やむを得ない事由」とは、事業者と契約をして介護保険サービスを利用することや、その前 提となる市町村に対する要介護認定の申請を期待しがたいことを指します。

【措置入所した場合の面会の制限】

虐待を受けた高齢者が措置により特別養護老人ホーム等へ入所した場合、市長や当該施設長は、 虐待防止及び高齢者の保護の観点から、虐待を行った養護者と高齢者との面会を制限することがで きます(法第13条)。

■ **主な介護保険サービス** <問い合わせ先:介護保険課 TEL:087-839-2326> 下記以外にも介護保険で利用できるサービスはありますので、詳細はお問い合わせください。

①訪問介護、訪問型サービス

要介護者又は要支援者が、その者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を受けることができます。

②通所介護、通所型サービス

要介護者又は要支援者が、デイサービスセンターに通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができます。

③短期入所生活介護

要介護者又は要支援者が、介護老人福祉施設に短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができます。

④小規模多機能型居宅介護

要介護者又は要支援者が、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や 宿泊を組み合わせて、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓 練を受けることができます。

5認知症対応型共同生活介護

要介護者又は要支援者であって認知症である者(認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、共同生活住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができます。

⑥看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

要介護者が、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を組み合わせ、一体的に提供されるサービスを受けることができます。

(介護保険法施行規則第17条の2に規定する「日常生活上の世話」としていることに留意すること。)

⑦介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への入所

要介護者(原則、要介護3以上)が、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所し

て、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養 上の世話を受けることができます。

⑧介護老人保健施設への入所

要介護者が、介護老人保健施設に入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けることができます。

9介護療養型医療施設への入所

要介護者が、療養病床等を有する病院又は診療所に入院して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を受けることができます。

⑩介護医療院への入所

要介護者が、長期にわたり療養が必要である場合、介護医療院に入所して療養上の管理、 看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療並びに日常 生活上の世話を受けることができます。

①特定施設入居者生活介護

要介護者又は要支援者が、有料老人ホーム等に入居して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けることができます。

■ その他のサービス

<問い合わせ先:長寿福祉課 TEL:087-839-2346>

①養護老人ホームへの入所

高齢者が、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な場合、養護老人ホームに入所することができます。

②養護受託者への委託

養護者がないか、又は養護者があっても不適当であると認められる場合、市長は、養護受託者(高齢者を自己のもとに預かって養護することを希望する者で、市長が適当と認めるもの)に養護を委託することができます。

③軽費老人ホーム入所

老人福祉法に規定される老人福祉施設で、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の 理由により居宅において生活することが困難な者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設です。

④短期入所事業(※要介護等認定非該当者対象)

高齢者が、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な場合や、また、養護者の心身の状態に照らし、その養護の負担の軽減を図るため緊急対応の必要がある場合、高齢者を養護老人ホームに短期間入所させることができます。

5公営住宅入居

公営住宅は原則として、同居親族があることが入居の条件ですが、DV等の虐待被害者や知

的障がい者、精神障がい者、身体障がい者など、「特に居住の安定を図る必要がある者」に は、単身での入居が認められます。

高齢者の場合、介護保険サービス等を使用することで在宅生活を送ることが可能な場合は、単身でも入居可能です。

⑥成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業

<問い合わせ先:地域包括支援センター TEL:087-839-2811> 成年後見制度は、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者などで判断能力が不十分な

状態にある人の財産管理や介護保険サービス、障害福祉サービスの利用契約などを成年後見人等が行い、このような人を保護する制度です。本人の判断能力が不十分となり保護の必要性が生じた場合に、家庭裁判所に申立てをして成年後見人等を選任してもらう「法定後見制度」と、本人がまだ判断能力があるうちに、前もって契約により任意後見人を定めておく「任意後見制度」があります。

申立てできるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官ですが、身寄りがいない等の 理由で申立てる人がいない場合は、市長が、民法第7条に規定する後見開始の審判や、同法第 11条に規定する保佐開始の審判などの請求を行うことができます。

基本的に、市町村長申立ての手続きとして、2親等内の親族の有無を確認することとされていますが、事案の緊急性が高く、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること、2親等内の親族である養護者への意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができるとされています(「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」令和3年11月26日老認発1126第2号)。

その他、親族等からの成年後見の申立てが困難な場合は、市長が申立てを行い、申立てに係る費用負担が困難な場合は、市長が費用の全部又は一部を本人や申立人に代わり負担します。 さらに、成年後見人等の報酬の支払いが困難な場合は、費用の全部又は一部を助成します。

⑦日常生活自立支援事業

〈問い合わせ先:高松市社会福祉協議会 権利擁護センター TEL:087-811-5250〉 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域におい て自立した地域生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行 うものです。サービスの内容は、(ア)福祉サービスについての情報提供、助言、サービスの利用 援助、代行等 (イ) 福祉サービス利用料や、日常生活費の支払い、預貯金の払い戻し (ウ)書類 等の預かりサービスなどです。

⑧専門相談

本市及び老人介護支援センターの相談窓口以外にも、高齢者の生活や介護、認知症、虐待等に関する相談を受け付けている専門相談機関があります。

等に関する相談を受け付けている専門相談機関があります。 機関名 相談内容 相談内 相談日・時間等					
	旧談门台				
香川いのちの電話協会 (社会福祉法人)	様々な悩みに関する電話相談	TEL (087) 833-7830 (24時間) FAX (087) 861-4343 毎月10日はフリーダイヤル (0120) 783-556 (8:00〜翌日8:00) 毎日フリーダイヤル (0120) 783-556 (月・火・木・金 16:00〜20:00)			
認知症の人と家族の会 (公益社団法人)	認知症や介護に関する電話	10:00~15:00 (土日祝日を除く) TEL (0120) 294-456 (フリーダイヤル) 携帯電話からは 075-811-8418			
認知症の人と家族の会 香川県支部 (公益社団法人)	相談	TEL(087)823-3590(24時間) FAX(087)813-0832			
長寿社会支援協会 まごころケア高松 (NPO法人)	認知症110番 認知症を抱えた家族との電話 相談	高松市松並町802-1 TEL(087)865-8001 FAX(087)865-8039			
高松市社会福祉協議会 権利擁護センター (社会福祉法人)	成年後見制度や日常生活自立 支援事業等、権利擁護に関する 相談 ■電話・訪問・事務所相談	高松市福岡町二丁目24-10 福祉コミュニティセンター高松内 8:30~17:15 (土日祝日を除く) TEL (087) 811-5250 FAX (087) 811-5256			
成年後見センター・リーガルサポート香川県 支部	成年後見制度に関する相談 ■電話相談 ■訪問・事務所相談 (電話予約:初回無料)	高松市西内町10-17 香川県司法書士会館内 9:00~17:00(土日祝日を除く) TEL(087)821-5701 FAX(087)821-5879			
(公益社団法人) 	■無料相談 (電話予約:30分無料)	毎月第2土曜日 13:00~16:00 香川県司法書士会館 3 階			
認知症予防財団 (公益財団法人)	認知症110番 認知症に関する電話相談	月、木曜日 ※原則、月曜日が休日の場合は火曜日 10:00~15:00 TEL(0120)654-874(フリータ・イヤル)			
法務省	みんなの人権110番 「高齢者・障がい者の人権あんしん相 談」(電話相談)	8:30~17:15(土日祝日を除く) TEL(0570)003-110			
出典:法務省ウェブサイト(http://www.moj.go.jp/hisyo06_00280.html)					

⑨法律相談等

近年、悪質な詐欺の被害に遭う高齢者や、消費者金融等への借金返済、多重債務の問題を抱える人が増加しており、高齢者虐待が発生する場合、その世帯が経済的に困窮していることが多くあります。

また、高齢者虐待においては、法律的な解決が必要になる場合があります。これらの早期解決のため、専門家による法律相談等を利用できます。

による法律伯談等を利用できょう 相談窓口	相談内容	連絡先	
高松市役所	予約制(弁護士·司法書士)、無料	高松市番町1-8-15 1階	
■弁護士法律相談	予約制、30分無料 毎週火曜日、第1・3木曜日 第2・4土曜日 (市民サービスセンター: 瓦町FLAG 8階) 13:00~16:00 市民相談コーナー TEL (087) 839-21 (電話予約:8:30~ 17:15)		
■司法書士法律相談	予約制、30分無料 第2·4木曜日 13:00~16:00		
■消費生活相談	月~金曜日 8:30~17:00	消費生活センター TEL(087)839-2066	
高松市社会福祉協議会 ■弁護士法律相談	予約制、無料 13:00~16:00 本所(年18回) 牟礼・香川・国分寺(各年2回) (開設日は要問合せ)	高松市福岡町2-24-10 TEL(087)811-5777	
香川県司法書士会 ■司法書士法律相談	予約制、30分無料 第2土曜日(受付:前日16:00まで) 13:00~16:00	高松市西内町10-17 香川県司法書士会3階 東相談センター TEL (087) 821-5701	
法テラス香川 ■弁護士法律相談	予約制、無料(利用条件有) 月・水・木曜日 13:00~16:00 出張相談有(要問合せ)	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8階 TEL(050)3383-5570	
香川県弁護士会	予約制 (一般・多重債務)	高松市丸の内2-22	
■一般法律相談	予約制、有料 (40分以内 5,000円+消費税) 月・水・金曜日 13:00~16:20 予約制、30分無料	TEL (087) 822-3693	
■多重債務無料法律相談 	第1·3火曜日 13:00~16:00		
■ひまわりあんしん無料電話 相談(高齢者・障がい者のための 弁護士電話法律相談)	無料:通話料かかる 第2・4 木曜日 13:00~16:00	TEL (087) 822-5808	
香川県消費生活センター	無料	高松市番町4-1-10 香川県庁東館2階	
■消費生活相談専用電話	平日 8:30~17:00	TEL (087) 833-0999	
■多重債務・ヤミ金融専用 電話	平日 8:30~12:00 13:00~17:00	TEL (087) 834-0008	

8 評価会議

- ◆ 対応部署のコアメンバー会議に参加した者は、会議で決定した支援・対応方針の実施状況や 対応により、虐待が解消し、高齢者の安全確保がなされたかどうかを確認します。
- ◆ 会議には必要に応じて庁内関係部署、関係機関に参加を要請します。
- ◆ 虐待が解消するまで、4コアメンバー会議及び8評価会議の開催を繰り返し実施します。

【会議で協議、確認すべき事項】

○高齢者

- ・虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。
- ・対応を行った結果、虐待解消に向けた新たな課題が生じていないか。
- ・虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- ・高齢者の意向を確認しているか。
- ・高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- ・高齢者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

○養護者

- ・虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。
- ・対応を行った結果、養護者に新たな課題が生じていないか。
- ・虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- ・虐待を解消していくために、養護者支援の必要性が生じていないか。
- ・養護者の意向を確認しているか。
- ・養護者の状況や生活に改善が見られているかどうか。
- ・養護者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

○その他の家族

- ・他の家族の関わりによって、虐待の解消が図られる状況にあるか。
- ・他の家族の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できている か。
- ・対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

○関係者(近隣・地域住民との関係を含む)

- ・関係者の関わりによって、虐待の解消が図れる状況にあるか。
- ・関係者の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- ・対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

(参考) 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(出典:社団法人日本社会福祉士会市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き中央法規出版)

9 虐待対応の終結

- ◆ 虐待対応の終結は、8評価会議において判断します。
- ◆ 虐待発生要因へのアプローチにより、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認し、終結の判断とします。

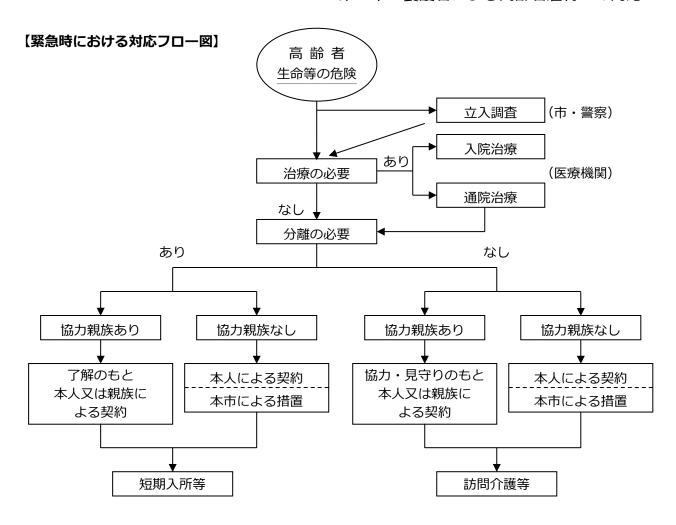
ただしこれは虐待対応としての終結の目安であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳 ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマ ネジメント支援に移行する必要があります。その場合、地域包括支援センターの関与の検討、 関係機関との連絡体制の構築を意識して、適切な関与、引き継ぎを行います。

【高齢者虐待のレベルと介入のステージ】

虐待のレベルに応じた支援・対応策は概ね次のようになります。

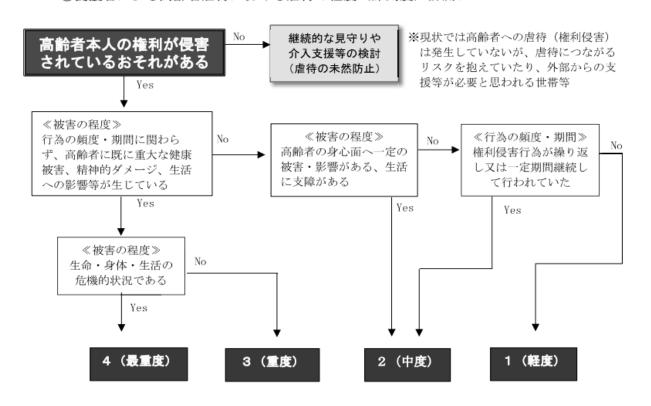
- ※ **高齢者虐待リスクアセスメントシート(P41)**に基づきレベルを判断していきます。
 - **Oレベル1** 不十分な介護・知識等 → 見守り・指導等 (アセスメントシート: イエロー③)
 - **Oレベル2** 養護者のストレス・介護疲れ、家庭内の関係悪化等 → 介護保険サービス提供等 (アセスメントシート: イエロー②)
 - **Oレベル3** 養護者の極度のストレス・介護疲れ、家庭内の関係崩壊状態等 → 一時分離 (アセスメントシート:イエロー①)
 - **Oレベル4** あざ・怪我・火傷等(生命又は身体に重大な危険) → 分離・保護 (アセスメントシート:レッド)

虐待の レベル	支援方法			主な支援方針		
レベル1	見守り・場			老人介護支援センター職員、保健師等による家庭訪問など で、実態把握や安否確認を行いながら、対象者に対して虐待 防止のための見守りや支援、生活指導等を行います。		
レベル2	指導等	介護保険サービス提供等―― 一時	— 時	介護保険サービスや福祉サービス等を利用させます。養護者からの虐待等によって介護保険サービスを利用できない高齢者に対しては、市長の措置により利用させることができます。 また、高齢者の意思を尊重しながら、家族関係の修復に努めます。		
レベル3		等 日 分 離 	_ _ 分 	高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれが ある場合や、一時的に在宅生活が困難な場合は、短期入所等 を利用し、高齢者の保護や養護者の負担軽減を図ります。		
レベル4			保護	高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、 高齢者を迅速に保護する必要があります。短期入所等を利用 して一時的に養護者と分離し、保護するとともに、その間に その後の支援・対応方針の検討を行います。 在宅生活が困難な場合には、市長の措置等により養護老人		
				ホームや特別養護老人ホームへ入所させることなどができます。		



【養護者による高齢者における虐待の程度(深刻度)計測フロー】

①養護者による高齢者虐待における虐待の程度(深刻度)計測フロー



深刻度区分の例

	深刻及巨为 0 Pi					
	4 (最重度)	3 (重度)	2 (中度)	1 (軽度)		
	高齢者の生命が危険に晒	重大な健康被害が生じて	権利侵害行為が繰り返さ	高齢者の意思を無視した		
区分の	されている、心身や生活	いる、生活の継続に重大	れている、高齢者の心身	行為、介護者の都合によ		
	が危機的状況にある	な支障が生じている	に一定の被害・影響や、	るケア等が行われてい		
考え方			生活面で支障が生じてい	る、軽度の被害・影響が		
			る	生じている		
	生命の危険、重大な後遺	重大な健康被害(生命の	打撲痕、擦過傷、皮下出	威嚇的な行為、乱暴な対		
	症が残るおそれのある行	危険はない程度の骨折、	血等が複数部位にある、	応や扱い、強制的な行為		
身体	為(重度の火傷、骨折、	裂傷、火傷等)	繰り返し発生している、	がある、軽度の打撲痕や		
	頭部外傷、首締め、揺さ		行動を制限する行為が繰	擦過傷、火傷等のケガが		
	ぶり、拘束、服薬等)		り返し行われる	ある		
	重篤な健康問題が生じて	健康問題が生じている	食事、排泄、入浴など必	一時的に食事、排泄、入		
	いる(重度の低栄養や脱	(軽度の脱水、低栄養状	要なケアが受けられない	浴などのケアが不十分な		
放棄	水、褥瘡、肺炎等)、戸外	態、褥瘡等)、救急搬送を	状況が一定期間継続、必	状態、高齢者の状態にあ		
	に放置等	繰り返す、極めて不衛生	要な医療・介護サービス	ったケアがなされていな		
		な状態等	の拒否・利用制限等	W		
	著しい暴言や拒絶的な態	生命や身体に危険を感じ	暴言、威圧的態度、脅	高齢者の意思を無視した		
	度により、精神状態にゆ	る威嚇や脅迫的行為(刃	迫、無視、嫌がらせ等の	行為、侮辱、暴言等があ		
心理	がみが生じている、自傷	物等での脅し、自殺強要	行為が繰り返され、高齢	る		
	行為、強い自殺念慮等が	等)がある、高齢者本人	者の自己効力感が低下し			
	ある、保護の訴え	から恐怖の訴え	ている			
	望まない性行為、性感染	アダルトビデオ視聴な	性的な言葉がけ、接触、	性的な言葉がけや態度、		
	症に至る、等	ど、わいせつな行為を強	態度、強制的行為などが	強制的な行為など、高齢		
性的		要される、性的な写真や	繰り返されている	者が恥ずかしさや苦痛、		
		動画の撮影、等		不快感を感じる行為があ		
				る		
	年金等の搾取等により収	年金等の搾取等により、	生活費や年金等の搾取が	本人の了承なく、年金や		
	入源が途絶え、食事が摂	医療や介護サービス、家	繰り返されている、金の	預金、財産等を管理され		
経済	れない、電気ガス水道が	賃、光熱水費等の支払が	無心等	ている、生活費や年金・		
雅五行	止められる、病院や入所	滞ったり、必要なお金が		預金、財産等を使われる		
	施設等から退去させられ	使えない、借金 (負債)		等		
	る、財産の無断売却等	を背負わされる等				

(参考) 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(出典:令和2年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業報告書」)

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待とは

養介護施設従事者等による虐待とは、「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事している者から受ける虐待のことをいいます。「ここでいう業務に従事している者とは、直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます(法第2条)。」養介護施設従事者等による虐待の場合、人間関係のストレス、虐待行為に追い込まれる労働環境などが要因として考えられます。しかし、介護専門職業務に従事している者による虐待は、その職業倫理に照らしても許されるものではありません。

2 養介護施設設置者等の義務

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者(以下「養介護施設設置者等」という。)は、養介護施設従事者等への研修や、利用者やその家族からの苦情処理体制の整備、その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置を講じなければなりません(法第20条)。

(1)養介護施設従事者等への研修

養介護施設設置者等は、高齢者虐待防止等に係る施設従事者等の資質向上を図るとともに、施設及び事業所内で問題となっている事項の解決を図るため、研修機関や自施設内で実施する研修に対する養介護施設従事者等の参加機会を計画的に確保しなければなりません。

(2) 苦情処理体制の整備

施設やサービスを利用する高齢者やその家族からの苦情や相談があったときのために、苦情解決の仕組みが円滑に機能し、利用者の立場に配慮した対応が行われるよう、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日、障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号)」を参考に、施設及び事業所内での苦情処理体制を整備し、利用者及び養介護施設従事者等に周知、徹底する必要があります。

(3)その他の高齢者虐待防止等のための措置

■ 職場環境づくり

職場内での民主的な組織づくりがおろそかになると、そのことが直接的、間接的に利用者との関係に反映されることになります。養介護施設設置者等は、話合いによる問題解決のルールづくり、現場責任者会、業務検討会等を通じ、現場の意見を吸い上げる努力が必要です。

また、養介護施設従事者等のやる気を育てるために、従事者等による自主的な目標設定・自主 点検が行える体制づくりを推進していく必要があります。このほかにも、自施設内はもとより他 施設等の虐待事例を集め、要因分析や対応方法の検討を行い、養介護施設従事者等による虐待を 防止していくために有効と思われる方法を実施していきます。

■ 身体拘束の原則禁止

平成12年に導入された介護保険制度に伴い、介護保険施設等では身体拘束が生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、禁止されました。一般的に、身体拘束は身体的虐待 であり、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、高齢者のQOL(生活の質)を損なうおそれがあります。身体拘束によって高齢者の身体機能は低下し、寝たきりにつながるおそれがあるだけでなく、時には死期を早める可能性もあります。

介護保険施設等の運営基準において、サービスの提供に当たっては、介護老人福祉施設等では、 入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」は身体拘束が認められています が、この例外規定は極めて限定的に考えるべきです。身体拘束を「事故防止対策」として安易に正 当化することなく、高齢者の立場に立って、その人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢が求 められています。

【禁止されている身体拘束の具体例】

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- 4) 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車 いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(参考) 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(出典:「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年3月:厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行)

【「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件】

緊急やむを得ない場合の対応とは、一時的に発生する突発事態のみに限定されています。安易に「緊急やむを得ない」として身体拘束を行うことのないよう、次の要件、手続きに沿って慎重な判断が必要です。

①次の3つの要件を全て満たすことが必要

	要件	留意点
	利用者本人又は他の利用者	身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える
 切迫性	等の生命又は身体が危険にさ	悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必
初定注	らされる可能性が著しく高い	要な程度まで生命又は身体が危険にさらされる可能性が
	こと。	高いことを確認する必要があります。
	身体拘束その他の行動制限	いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに介護す
非代替性	を行う以外に代替する介護方	る全ての方法の可能性を検討し、他に代替手法が存在し
	法がないこと。	ないことを複数のスタッフで確認する必要があります。

一時性	身体拘束その他の行動制限	本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時間
	一叶开	が一時的なものであること。

②手続き面での留意点

利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めます。その際には、施設長や現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者について事前にルール化しておく必要があります。仮に、事前に身体拘束について家族の理解を得ている場合でも、実際に身体拘束を行う時点又は事後に必ず個別に説明を行います。

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかは常に観察、検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。この場合には、利用者本人の心身の状況等を観察するなどの対応が重要です。

③記録の義務

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、 緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。また、日々の心身の状況等の観察、及び拘 束の必要性や方法に係る再検討を行い、逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開 示し、スタッフや家族等関係者間で、直近の情報を共有するようにします。

■ 留意事項

身体的拘束等の適正化を図るため、介護保険施設等の運営基準等において事業者は以下の措置を講じなければならないこととされています(平成30年度施行)。

- ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

(1)対応の流れ

【養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応フロー図】

1 通報・届出 〈養介護施設従事者等虐待発見者、その他発見者、虐待を受けた高齢者〉

2 通報・届出等の受付 <長寿福祉課、介護保険課、地域包括支援センター(老人介護支援センター)、健康づくり推進課>

3 事実確認の準備

- ・複数の職員で相談内容を共有し、まず緊急性の判断を行う。
- ・事実確認の方法と役割分担を決める。
- ※必要に応じて管理職の判断を仰ぐ。

4事実確認

- ・事実確認の方法について、場合によっては、管理職を交え判断し、事実確認を行う。
- ※必要に応じて庁内関係部署、関係機関の同行を要請する。
- ※必要に応じて県と連携して行う。



5 虐待対応ケース会議

- ・虐待の有無と緊急性の判断を行う。
- ・対応方針の決定を行う。
- ・事実確認に参加した担当部署職員(管理職を含む)で行う。
- ※必要に応じて庁内関係部署、関係機関、県に参加を要請する。



6 改善計画

- ・当該施設・事業所に事実確認の結果及び改善事項を通知する。
- ・当該施設・事業所に期限を定めた改善計画書の提出を求める。
- ・改善計画の内容を検討する。



7 モニタリング・評価会議

- ■モニタリング ・改善取組に対するモニタリング(定期的な調査)を行う。
 - ・改善取組について評価を行う。
 - ※必要に応じて県と連携して改善取り組みを促す。
- ■評価会議
- ・担当部署職員(管理職を含む)で行う。
- ※必要に応じて庁内関係部署、関係機関、県に参加を要請する。



8 虐待対応の終結

・虐待防止の取り組みが継続的に実施できる体制が整えられており、虐待が生じた場合の対応策が講じられている。

1 通報・届出

本市の通報窓口は、長寿福祉課、介護保険課、地域包括支援センター(老人介護支援センター)、健康づくり推進課です。

(P43~46高齢者虐待に関する相談窓口参照)

- 法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報するよう通報及び努力義務が規定されており(法第21条)、養介護施設従事者等が、当該養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による虐待を発見した場合、虐待を受けている高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに通報しなければなりません。また、養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届けることができます。
- 高齢者が入所している養介護施設の所在地と通報を行った家族等の住所地が異なる場合、養介護施設の所在地の市町村が対応します。

2 通報・届出等の受付

- ◆ 通報等を受けた職員は、香川県高齢者虐待防止・対応マニュアル(要介護施設従事者等編) の様式「通報等受付記録」等を利用し、通報者から発見した状況等について正確にかつ詳細に 聞き取り、それが養介護施設従事者等による虐待に該当するかどうか判断できる材料となるよ うに情報を整理しておきます。
- 通報等によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて 繊細な性質のものです。通報等を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって通 報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないと規定されています(法第23条)。養介 護施設従事者等が通報者である場合には、特に注意が必要であり、当該施設・事業所には通報 者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。

【通報等による不利益取扱いの禁止】

法では、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による 高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと(法第21条第6項)、養介護施設従事 者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利 益な取扱いを受けないこと(法第21条第7項)と規定されています。こうした規定は、養介護施 設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図る ために設けられたものです。

3 事実確認の準備

- ◆ 通報等を受けた担当者は、内容を複数の職員と共有し、まずは緊急性を判断します。必要に 応じて管理職の判断を仰ぎます。
- ◆ 当該施設・事業所及び虐待を受けたと思われる高齢者に関する情報を収集します。

《情報収集》

- *これまでの相談歴や指導監査等を確認する。
- *他課(センター)においての情報を確認する。
- *関係機関においての情報を確認する。

【情報収集する主な内容】

O虐待を受けたと思われる高齢者

- ・介護保険の情報(介護保険認定の有無、担当介護支援専門員、介護保険サービスの利用状況等)
- ・福祉サービス等の情報(生活保護の有無、障害者手帳の有無、福祉サービス利用状況 等)
- ・経済状況の情報(収入状況、年金の種類 等)
- ・医療機関からの情報(病歴、治療歴、処方状況、主治医からの意見等)
- ・家族の状況 等

〇当該施設・事業所

- 過去の指導監査等の状況
- ・当該施設・事業所に関して寄せられた苦情や相談等
- ・ 当該施設・事業所からの事故報告やそれに対する指導内容 等

4 事実確認

- ◆ 調査は担当部署の職員で行い、必要に応じて庁内関係部署、医療職等の同行を要請します。
- ◆ 監査(立入検査等)、実地指導、任意調査の中から適切な方法を検討し行います。
- ◆ 実施の方法の判断は、管理職を交えて行います。
- ◆ 事実確認の調査は、当該施設・事業所及び虐待を受けたと思われる高齢者に対して行います。 その際、事実確認の現場責任者、高齢者本人、他の利用者への面接・確認事項、当該施設職員 等への面接・確認事項、各種記録等の確認等、役割分担をあらかじめ決めておきます。
- ◆ 事実確認を終えた後、調査報告書を作成し、管理職の確認をとります。
- ◆ 必要に応じて県と連携して行います。

【事実確認の方法】

事実確認の方法としては、当該事案の通報等の内容や当該事業所の状況を踏まえ、以下の3つの中 から、適切な方法を総合的に検討して実施します。事実確認の実施方法の判断は、場合によっては、管理職を交 えて行います。

① 介法第23条、24条に基づく「運営指導」 介護保険法…介法、老人福祉法…老法と表します。

②監査(立入検査等)

<介法第76条等>

居宅サービス(第76条)、地域密着型サービス(第78条の7)居宅介護支援(第83条)、介護老人 福祉施設(第90条)、介護老人保健施設(第100条)、介護療養型医療施設(改正前の第112条)、介 護予防サービス(第115条の7)、地域密着型介護予防サービス(第115条の17)、介護医療院(第 114条の2)、介護予防支援(第115条の27)、第1号事業者(第115条の45の7)に基づく監査(立入 検査等)

< 老法第18条>

老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム

〈老法第29条第11項〉

有料老人ホーム

② 法による当該施設・事業所の協力のもとに実施する任意調査

- ※ 運営指導や任意調査を拒否された場合や運営指導中に著しい運営基準違反が確認され、入所者 及び利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合は、直ちに監査 (立入検査等)に切り替えます。
- ※ 監査において、正当な理由のない拒否、虚偽の報告及び答弁を行った場合、事業者だけでな く、拒否等を行った個人が罰則を受ける場合があります。

【事実確認調査の留意点】

〇事前連絡

調査を行う際に当該施設・事業所へ事前連絡をすることで正確な調査が阻害される等の弊害も 考えられることから、事前連絡は慎重に検討します。

○複数の職員による訪問調査

客観性を高めるため、原則2人以上の職員で訪問するようにします。

〇医療職の立ち合い

通報等の内容から高齢者本人への医療の必要性が疑われる場合には、的確に判断し迅速な対応 がとれるよう、医療職が調査に立ち会うことが望まれます。

〇高齢者、当該施設・事業所への十分な説明

- ・訪問の目的についての説明
- ・担当職員の服務と守秘義務に関する説明
- ・調査の内容と必要性に関する説明
- ・高齢者の権利に関する説明

〇高齢者や養介護施設従事者等の権利やプライバシーへの配慮

5 虐待対応ケース会議

- ◆ 事実確認の結果に基づいて虐待の有無の判断と緊急性の判断、対応方針の決定を行います。
- ◆ 通報者等への対応についても、香川県高齢者虐待防止・対応マニュアル(要介護施設従事者 等編)第6章3(8)「対応方針の立案:通報者等への対応」を参考に、対応方針の決定を行い ます。
- ◆ 会議は、事実確認に参加した担当部署の職員(管理職を含む)で行い、必要に応じて庁内関係部署、関係機関に参加を要請します。

6 改善計画

- ◆ 当該施設・事業所に対し、事実確認の結果を報告するに当たり、改善が必要とされる事項と 指導内容を通知します。
- ◆ 当該施設・事業所に対し、定められた期限内に改善計画書の提出を求めます。
- ◆ 当該施設・事業所から提出された改善計画の内容を検討します。

【改善計画内容の検討】

- ・指導内容に対した具体的な行動計画に基づく取り組み内容となっているか
- ・組織全体(経営者、管理者、職員等)としての虐待防止策の内容となっているか
- ・目標や達成時期が明確になっているか
- ・実効性のある内容となっているか

7 モニタリング・評価会議

- ◆ 改善計画に沿った取組がなされているか定期的に取組状況結果を報告してもらうよう依頼する等、改善取組に対するモニタリングを行う必要があります。
- ◆ 改善計画の目標達成期日が経過した段階で、モニタリングの結果を検討し、改善取組に対する評価会議を行います。
- ◆ 評価会議は、事実確認に参加した担当部署の職員(管理職を含む)で行い、必要に応じて庁 内関係部署、関係機関、県に参加を要請します。
- ◆ 改善取組が滞っている、改善意識が見られない等の場合は、改善勧告・命令等の権限行使により改善取組を促します。
- ◆ 必要に応じて県と連携して行います。

【老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使】

養介護施設従事者等による虐待の通報等を受けた場合、市町村長は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使します(法第24条)。

8 虐待対応の終結

虐待対応は、最終的に必ず終結の判断を行います。

モニタリングを実施しながら、養介護施設従業者等による虐待状態の解消の確認や養介護施設等において、虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の整備ができていることを確認します。

※虐待対応終結後も通常の実地指導等でフォローしていきます。

4 市町村から都道府県への報告

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市町村は虐待に関する事項を都道府県に報告しなければなりません(法第22条)。ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事例以外の様々なものも含まれると考えられます。

そのため、都道府県に報告する情報は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できた事例のみとし、毎月定期的に報告しなければなりません。

【香川県に報告すべき事項(厚生労働省令で規定)】

- ① 虐待の事実が認められた養介護施設等の情報(名称、所在地、サービス種別)
- ② 虐待を受けた高齢者の状況(性別、年齢、要介護度その他の心身の状況)
- ③ 確認できた虐待の状況(虐待の種別、内容、発生要因)
- ④ 虐待を行った養介護施設等従事者の氏名、生年月日及び職種
- ⑤ 市町村が行った対応
- ⑥ 虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容

養護者等 編

高齢者虐待相談受付票

ē	受付日	年 月 時 分 ~	日(時) 分	受付者	部署 氏名
	氏名		(男・	女)	生年月日	M·T·S 年 月 日(歳)
	住所	町				連絡先:
対 象	介護	1 なし 2 申	請中		担当	ケアマネジャー
者基	認定	3 あり(要支援	・要介護_)		
本項目	障害	1 なし 2 あり(身体・精神	・知的	級)	介護保険利用状況	
	経済	1 よい 2 普	通 3	悪い	4 わからな	CCI
	状況	1 年金 2 生	活保護	3 そのf	也 ()
	家庭					
	環境					
	健康 状態	病歴・かかりつけ医等:				
	性格等					
		 *歩 行 1 自	 分で可 2 ·	 一部介助	 3 全介助	
身	日常生活動作			一部介助	3 全介助	
体等		*食事 1 自	分で可 2 ·	一部介助	3 全介助	
の	型がF 	*入 浴 1 自	分で可 2	一部介助	3 全介助	
状		* 着脱衣 1 自	分で可 2 ·	一部介助	3 全介助	
況	認知症	*記憶障害 1 軽度		3 重度	* 失見等	1 軽度 2 中度 3 重度
	精神症状					妄想・ せん妄・ 睡眠障害
	8882	* 攻撃的行為 1 軽度		3 重度	*自傷行為	
	問題	*火の扱い 1 軽度		3 重度	*徘徊	
	行動	*不穏興奮 1 軽度 *失禁 1 軽度		3 重度3 重度	* 不潔行為* その他	
		氏名	続柄 年齢	3 <u>星反</u> 居住		<u>・、</u> 業、身体・心理状況、性格等
		10 11	1961F3 ——图F	同・別	7100	* 34 02000 11114
家	家族			同・別		
族				同・別		
•				同・別		
親				家族構成	図	
族	親族					
の 状						
况						
	家族					
	関係					

		1	身体的虐待						
			殴る、 蹴る、 つねる	、 身体拘束	、 抑制、 薬を過	動に飲ま	せる、 他] ()
		2	介護・世話の放棄・	放任					
			入浴させない、 オムツ	/交換しない、	十分な食事を	Fえない、	劣悪な信	主環境、	
	去/+ の		介護・医療サービスの	制限、 他()
	虐待の	3	心理的虐待						
	種類		暴言、 威圧、 屈辱、	強迫、 嫌力	^ヾ らせ、 無視、 [・]	也()
		4	性的虐待						
			下半身を裸にして放置	、 性器への	接触、 セックス	の強要、・	他()
		5	経済的虐待						
			現預金等の使用制限、	対象者の現	預金を使う、 所	有物の無圏	所処分 、 4	他()
		1	ほぼ毎日 2 1						
虐	虐待頻度	()	Z,2,1-2/,E	3 2 2 7 .		•	C - 7 B	
待		1		く求めてい	 ス				
	緊急性の		生命又は身体に重大			・スのおる	こわがある	z	
の	系忌圧の		緊急性はないが、処理				-1 1/1-00%	ש	
状	有無		来忌住はないが、処 その他(四四米 (の)	ବ				`
況		4		6±+ <u></u>				告はる悪)
// 6			氏 名	続柄	虐待の自覚			虐待の要	
	養護者	1			あり・なし・オ				
		2			あり・なし・オ	明			
		3			あり・なし・オ	明			
	虐待の								
	経過								
	本人の								
	希望								
		1							
対									
応									
記									
録									
巫水									
		1							
		1							
		1		<u> </u>			1		1
担当	偖			対応日	年	月	日	処理No.	

記入日	年	月	日
	記入日	記入日 年	記入日 年 月

確認場	所: □居宅	□来所	□その他	()	<u>. 1</u>	在認者(記人者	f(CO)			
確認時	の虐待者の有無	無: □有	□無	□その他()					
高齢	者本人氏名			性別	□男	□女	生年月日	年	月	日	歳
1 4	身体的虐待		サイン:当	てはまるも	のがあれ	れば○で囲	む				
	あざや傷の有	無	頭部に傷、顔や腕に腫脹、身体に複数のあざ等								
	あざや傷の説	说明	つじつまがな	合わない、:	求めて	ち説明しない	い、隠そうとす	する等			
	行為の自由度	ŧ	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない等								
	態度や表情		おびえた表	青、急に不	安がる、	家族のい	る場面いない場	易面で態度	が異な	る	
	話の内容		「怖い」「痛い」「怒られる」「家にいたくない」「殴られる」といった発言等								
	支援のためら	5U1	関係者に話すことを躊躇、話す内容が変化、新たなサービスは拒否等								
2 1	放棄・放任		サイン: 当てはまるものがあれば○で囲む								
	住環境の適切	加さ	異臭がする、	極度に乱	雑、べん	タベタした!	感じ、暖房の久	7如等			
	衣服、寝具の	D清潔さ	着の身着の	まま、濡れ	たままな	の下着、汚れ	れたままのシ-	-ツ等			
	身体の清潔さ	7	身体の異臭、	汚れのひ	どい髪、	皮膚の潰瘍	傷、のび放題の	の爪等			
	適切な食事		やせが目立つ	つ、菓子パ	ンのみの	の食事、余	听ではガツガゾ	ツ食べる等			
	適切な医療		家族が受診を	を拒否、受	診を勧め	めても行った	た気配がない	手			
	高齢者に対す	する態度	必要であるが	が未利用、	勧めてす	ち無視ある	いは拒否、必要	要量が極端	に不足	等	
	高齢者への語	舌の内容	援助の専門	家と会うの	をさける	る、話した	がらない、拒否	5的、専門	家に責	任転嫁	等
3 ,	心理的虐待		サイン:当	てはまるも	のがあれ	れば○で囲	む				
	体重の増減		急な体重の流	咸少、やせ	すぎ、扌	巨食や過食	が見られる				
	態度や表情		無気力な表情、なげやりな態度、無表情、急な態度の変化等								
	話の内容		話したがらない、自分を否定的に話す、「ホームに入りたい」「死にたい」などの発言等								
	適切な睡眠		不眠の訴え、不規則な睡眠等								
	高齢者に対す	する態度	冷淡、横柄、	無関心、	支配的、	攻撃的、	拒否的等				
	高齢者への語	舌の内容	「早く死ん ⁻	でしまえ」:	など否定	定的な発言、	、コミュニケ-	-ションを	とろう	としなり	い等
4 1	生的虐待		サイン:当てはまるものがあれば○で囲む								
	出血や傷の有	無	生殖器等の	易、出血、 :	かゆみの	の訴え等					
	態度や表情		おびえた表	青、怖がる	、人目で	をさけたが	る等				
	支援のためら	5U1	関係者に話っ	すことをた	めらう、	援助を受	けたがらない等	等			
5 #	経済的虐待		サイン : 当 ⁻	てはまるも	のがあれ	れば○で囲	む				
	訴え		「お金をとり	うれた」「年	金が入	ってこない)」「貯金がなぐ	くなった」	などの	発言等	
	生活状況		資産と日常	生活の大き	な落差、	食べるもの	のにも困ってい	いる、年金道	通帳・預	頁金通帕	長がない等
	支援のためら	561	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう等								
6 -	その他		サイン: 当てはまるものがあれば○で囲む								
(参考)首都大学東京		けみ教授作成	 の様式を-	部修正		東京都老人	総合研究所	r作成		

虐待(疑いを含む)の場合は記入→虐待報告(県報告用)へ転記

	性別	7	1. 男 2. 女		
中心	年齢	12)	1. 概ね40歳未満	2. 概ね40歳以上~64歳	歳程度 3. 概ね65歳以上
的な虐	高齢者との同居 の有無	13)	1. あり	2. なし	3. その他(施設等の入所)
中心的な虐待者の状況	高齢者との続柄	14)		孫 8. 養介護サービス事	者(嫁) 5.娘の配偶者(婿) 『業者(資格)

高齢者虐待リスクアセスメントシート (第2版)

		事実確認を継続/虐待の事実なし		
		○が付いた場合⑬は「継続的、総合的援助」		
イHロー③	□長期にわたる □虐待者・被応回虐待者が暴え □その他の家施	がる家庭状況があるか? る虐待者・被虐待者間の不和の関係(虐待者の共依存関係(力の被害者(族・親族の無関心(き:狭い、被虐待者の居室なし、非衛生的、その他()))
		ら⑫に○が付いた場合は「集中的援助」若しくは「防止のための保護	検討」	
H@	□被虐待者への □重い介護負打 □介護疲れ(□認知症や介記□性格的問題□障害・疾患	寺につながるリスク要因があるか? の拒否的感情や態度(坦感(護に関する知識・技術不足((偏り):衝動的、攻撃的、未熟性、支配的、依存的、その他(:知的障害、精神疾患()、依存症()、その他(:低所得、失業、借金、被虐待者への経済的依存、その他()))))
<u>1</u>	□認知症程度 □問題行動: 4 □寝たきり度	 宣待につながるリスク要因があるか? : I IIa IIb IIIa IIIb IV M 非徊、暴力行為、昼夜逆転、不穏、興奮、失禁、その他(: J 1 J 2 A 1 A 2 B 1 B 2 C 1 C 2 (偏り): 衝動的、攻撃的、粘着質、依存的、その他()、依存症())
		ら⑩に○が付いた場合は「緊急保護の検討」若しくは「集中	的援助」	
1 -1	□習慣的な暴え □虐待者の認記 □虐待者の精神	るおそれが高いか? 力、新旧の傷・あざ、入退院の繰り返し、その他(哉:虐待の自覚なし、認めたがらない、援助者との接触回避、その他(呻的不安定・判断力の低下、非現実的な認識、その他(寺の連鎖が起きている)	
イエ	頭部打撲、	結果が生じるおそれの高い状態が見られるか? 顔面打撲・腫脹、不自然な内出血、やけど、刺し傷、きわめて非衛生的 、、低栄養・低血糖の疑い、その他(]、極端なおび.)	え、
		から⑦に○が付いた場合は「緊急保護の検討」		
		かわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり(など凶器を使った暴力や脅しがある())
7	⑤虐待者が高齢	波虐待者の人格や精神状態に著しいゆがみを生じている(齢者の保護を求めている())	
レッ	③被虐待者から	ら「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり(,)
_	頭部外傷(栄養失調、	は結果を生じているか? (血腫、骨折)、腹部外傷、意識混濁、重度の褥そう、重い脱水症状、脱z 全身衰弱、強い自殺念慮、その他() 身が保護を求めている(k症状の繰り返 n	む、

(参考) 首都大学東京:副田あけみ教授作成の様式を一部修正

東京都老人総合研究所作成

															第			号
						高	齢者虐待	事案に	係る	爱助化	手 東之	 						
															年		月	日
			喜	警察署長	殿													
									7	高松市	福和	小事 務	新馬	Ē				EП
=	三輪	各虛為	きの li	佐止 喜	議論者σ)養謹:	者に対す	ス支持							ひび笙	頂	の‡	
				の正、IB O援助を					X	IX)) (υД	I+-NJ 3	12/	.7J 1-75	*/XO %12	,-	.00//	المداد
		X 070		フ1友のJで 	. YAAA C													
依	日		時			年	月	H		诗	分	\sim		時	分			
頼	場		所															
事	1立	助力	= :+	□調	査の立	三会い												
項	扳	助 7.)运	□周	辺での)待機	□その	他()				
	(ふ	りか	ぶな)															
高	氏		名												□身	₹		□女
1123		年月					——— 年	ı	 月		生 (歳)				
齢		+ /	<u>, ப</u>			h / 人 市百+	-			ш.	т (小火	,				
西 丁	住		所				場所に同	10					,					
	_				の他	()					
者	電		話	()	_	-										
	職	業	等															
	(3	りか	ぶ)															
	氏		名												□身	3	•	□女
養	生	年月	1日															
					 ·記援助	小 依頼り	場所に同	 ال										
護	住		所		の他			-)					
	電		話	(<u>`</u>	_						,					
者	職	業	 等			,												
	411%	未	→					. #7 /PI #2	<u> </u>	77.								
等	高調	鈴者 。	との		偶者	一子	□子の	2011) 图1	i 🗆	除 、								
	関係	系			の他親)								
				□₹	の他	()								
虐	⁄=	為 類	百 开山	□身	∤体的虐	[待 [□養護の	著しい	熄り	□ / Ù	理的	勺虐得	手					
待	11	何为	9 32	□性	的虐待	j [□経済的	虐待										
の																		
状	虐征	きのに	内容															
況																		
	命者(の生í	命又															
は身	事体(こ重え	大な															
		ーー・ 生じ ⁻																
		ェし かるヨ																
		爰助 ²																
異な	9 1	る理	<u> </u>	====	/ D. E+h				<u> </u>	T 5	1							
				所属・						氏名								
担	当者	・連絡	洛先	電話))	_	_		P	勺線						
				携帯	電話			_	_									

高齢者虐待に関する相談窓口

- ・高齢者虐待に関する相談、通報及び届出は、以下の本市及び老人介護支援センター(24時間体制)の相談窓口で対応します。
- ・窓口の職員には守秘義務があるので、安心して相談してください。

■ 長寿福祉課(高松市役所2階22番窓口) 電話 087-839-2346 FAX 087-839-2352

■ 介護保険課(高松市役所1階27、28番窓口) 電話 087-839-2326 FAX 087-839-2337

■ 高松市地域包括支援センター

お住まいの地区を担当する地域包括支援センター又はサブセンターがあります。また、地域包括支援センターの窓口として、24時間対応の老人介護支援センターを27か所設置しています。夜間、休日等でお急ぎの場合は最寄りの老人介護支援センターに御相談ください。

(P46お住まいの日常生活圏域・地区・町名の一覧と併せて御参照ください。)

【高松局087】

お往	まいの日常	高松市地域包括支持	爰センター	老人介護支援セン	ノター(地域包括支援・	センターの窓口)
	圏域・地区	所在地	電話番号 (FAX)	名 称	所在地	電話番号 (FAX)
1	日新二番丁			さぬき	宮脇町二丁目37-21	831-4498 (862-9302)
	亀 阜 四番丁			あかね	西町4-1	834-1165 (834-1650)
2	新塩屋町			玉藻荘	北浜町7-10	811-4670 (821-35 <mark>6</mark> 1)
	築 花 園	桜町一丁目9-12 (高松市保健センター1階)	839-2811 (839-2815)	はなぞの園	上福岡町2004-1	837-0307 (837-0010)
	松島栗林			高松市社会 福祉協議会	福町二丁目24-10	806-0500 (811-5255)
	女 木 男 木			法寿苑	木太町3308	832-5400 (832-5480)
7	木 太			さくら荘	林町76-14	868-0720 (868-1780)

お住	まいの日常	高	松市地域包括支援センタ	(サブセンター)	老人介護支援セン	/ター(地域包括支援	センターの窓口)
生活圏域・地区			所在地	電話番号 (FAX)	名 称	所在地	電話番号 (FAX)
3	鶴尾				西春日	西春日町1510-1	869-1230 (869-1195)
4	太田				おりいぶ荘	太田下町2020-1	815-1818 (815-1700)
	太田南	仏生	仏生山町甲218-1 (仏生山交流センター	889-7788	一宮の里	一宮町875	886-5777 (886-5776)
(5)	林	山	内)	(889-7716)	さくら荘	林町76-14	868-0720 (868-1780)
(1)	三谷				竜雲舜虹苑	仏生山町甲3100-2	889-1091 (864-8686)
	多肥				なでしこ香川	多肥上町1423-1	815-2000 (815-2100)

(次頁につづく)

参考資料 2

お仕	まいの日常	Ē	弱松市地域包括支援セン <i>を</i>	ター(サブセンター)	老人介護支援	センター(地域包括支援	ジャンターの窓口)
-	圏域・地区				名 称	所在地	電話番号 (FAX)
10)	前田川添				弘恩苑	前田西町683-7	847 – 3131 (847 – 5060)
	川島	山田	川島本町191-10	848-6451 (848-6491)	すみれ荘	十川西町1234-1	848-0852 (848-1800)
12	十 河 西植田 東植田				高悠んさん荘	西植田町4212-1	849-1333 (849-1335)
	香 西				ヨハネの里	鶴市町241	802 – 3126 (802 – 3124)
(13)	弦打鬼無下笠居	勝賀	香西南町476-1 (ふれあ、福祉センター 勝賀内)	882-7401 (882-7491)	大寿苑	鬼無町鬼無882-2	881 – 6565 (881 – 6776)
	下立/舌				ハピネス	中山町741-1	881-8666 (882-1167)
8	古高松				香色苑	高松町1350-22	844-9280 (844-4465)
9	屋島	牟	牟礼町牟礼302-1	845-5711	逅里苑	屋島東町408-1	844-8500 (844-8530)
17)	牟礼	礼	(幹1総合センター2階)	(845 – 5391)	守里苑	幹町幹12321-14	845-4417 (845-3810)
18	庵 治				あじの里	庵治町4151-7	870 – 3500 (870 – 3501)
6	川岡				岡本荘	岡本町527-1	885-3333 (885-2800)
	円 座 檀 紙	国分寺	国分寺町新居1298 国分学総合センター内)	874-8961 (874-8971)	大寿苑	鬼無町鬼無882-2	881 – 6565 (881 – 6776)
19	国分寺	ਹ			高松市社会福祉 協議会国分寺	国沖明150-1	875-9294 (874—8730)

	お住まいの日常		高松市地域包括支援 運営者:社会福祉》	~	老人介護支援センター(地域包括支援センターの窓口)			
生活	生活圏域・地区		所在地	電話番号 (FAX)	名 称	所在地	電話番号 (FAX)	
14)	塩江				高松市社会福祉 協議会塩江	塩1甲皮原上東99-1	893-0440 (893-0444)	
15)	香川	香川	香川町川東上1865-13 (香川総合センター内)	879-0991 (879-0993)	高松市社会福祉 協議会香川	香川町大野450	840-5133 (879-1558)	
16	香南				高松市社会福祉 協議会香南	香南町横井1028	879 – 7294 (879 – 1398)	

■高松市健康づくり推進課

【高松局087】

名 称	所 在 地	電話番号(FAX)	担 当 地 区
高松市保健センター	桜町一丁目9-12	839 – 2363 (839 – 2367)	日新・二番丁・亀阜・四番丁・新塩屋 町・築地・花園・松島・栗林・女木・ 男木・木太
高松市仏生山保健センター	仏生山町甲218-1 (仏生山交流センター内)	889-7772 (889-7716)	鶴尾・太田・太田南・一宮・林・三谷・ 仏生山・多肥
山田保健ステーション	川島本町191-10 (山田総合センター内)	848-6581 (848-6491)	川島・十河・西植田・東植田・前田・川添
勝賀保健ステーション	香西南町476-1 (ふれあい福祉センター勝賀内 勝賀総合センター併設)	882-7971 (882-7491)	香西·弦打·鬼無·下笠居
香川保健ステーション	香川町川東上1865-13 (香川総合センター内)	879-0371 (879-0961)	香川・香南・塩江
牟礼保健ステーション	牟礼町牟礼302-1 (牟礼総合センター2階)	845 – 5249 (845 – 5391)	牟礼・庵治・古高松・屋島
国分寺保健ステーション	国分寺町新居1298 (国分寺総合センター内)	874-8200 (874-8971)	国分寺・川岡・円座・檀紙

日常生活圏域名	地区名	町名
①中央西	日新	新北町、瀬戸内町、扇町3丁目
①中央四	二番丁	
	<u>一面」</u> 亀阜	扇町1~2丁目、昭和町1~2丁目、サンボート、錦町1~2丁目、浜ノ町
	电半	旅篭町、中新町、天神前、中央町、中野町、亀岡町、番町4~5丁目、紫雲町、 宮脇町1~2丁目、西宝町1~3丁目、茜町、西町、幸町、峰山町
	四番丁	日町、番町1~3丁目、玉藻町、丸の内、内町、寿町1~2丁目、西の丸町、西内町、兵庫町、
		古新町、磨屋町、紺屋町、鍛冶屋町、丸亀町、南新町、亀井町
②中央東	新塩屋町	今新町、大工町、百間町、片原町、鶴屋町、本町、北浜町、朝日町1~6
	14112m/±-1	丁目、東浜町1丁目、城東町1~2丁目、朝日新町、通町、井口町、末広町
	築地	塩屋町、築地町、塩上町1~3丁目、八坂町、福田町、常盤町1丁目、瓦町1~2丁目、古馬場町、
		御坊町
	花園	塩上町、常盤町2丁目、多賀町1~3丁目、花園町1~3丁目、観光通1~2丁目、東田町、
		藤塚町、藤塚町3丁目、観光町、上福岡町
	松島	福岡町1~4丁目、松福町1~2丁目、松島町、松島町1~3丁目
	栗林	藤塚町1~2丁目、栗林町1~3丁目、桜町1~2丁目、楠上町1~2丁目、花ノ宮町1~3丁目、
		上之町1~3丁目、室町、室新町
	女木	女木町
	男木	男木町
③鶴尾	鶴尾	東八ゼ町、西八ゼ町、紙町、松並町、西春日町、勅使町、田村町、上天神町
④太田	太田	三条町、今里町、今里町1~2丁目、松縄町、伏石町
	太田南	太田下町、太田上町
⑤一宮	一宮	三名町、鹿角町、成合町、一宮町、寺井町
⑥香東	川岡	川部町、岡本町
	円座	円座町、西山崎町
		檀紙町、御厩町、中間町
⑦木太	木太	木太町
⑧古高松	古高松	春日町、新田町、高松町
9屋島	屋島	屋島東町、屋島中町、屋島西町
⑩協和	前田	前田西町、前田東町、亀田町
	川添	元山町、東山崎町、下田井町
	林	林町、六条町、上林町
⑪龍雲	三谷	三谷町
WHE Z	<u> </u>	
	多肥	多肥下町、多肥上町、出作町
12山田	川島	
МПП	十河	由良町、川島本町、川島東町
	西植田	小村町、亀田南町、十川西町、十川東町
		池田町、西植田町
13 1米 2里	東植田	東植田町、菅沢町
13勝賀	香西	香西本町、香西東町、香西南町、香西西町、香西北町
・下笠居	弦打	郷東町、鶴市町、飯田町
	鬼無	鬼無町藤井、鬼無町是竹、鬼無町佐料、鬼無町佐藤、鬼無町山口、鬼無町鬼無
	下笠居	神在川窪町、植松町、中山町、生島町、亀水町
	塩江	塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、 塩江町安原下第1~3号
⑮香川	香川	香川町大野、香川町寺井、香川町浅野、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、
		香川町東谷、香川町安原下第1・3号
16香南	香南	香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井、香南町吉光
⑰牟礼	牟礼	牟礼町牟礼、牟礼町大町、牟礼町原
18庵治	庵治	庵治町
19国分寺	国分寺	国分寺町新居、国分寺町国分、国分寺町福家、国分寺町新名、国分寺町柏原

■引用・参考文献

〇市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(令和5年3月改訂)

【厚生労働省 老健局】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)

目次

第一章 総則 (第一条—第五条)

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第六条一第十九条)

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等 (第二十条—第二十五条)

第四章 雜則(第二十六条—第二十八条)

第五章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

- 第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。
- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の 業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をい う。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又は二に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - **ハ** 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - **ニ** 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を 得ること。
- **5** この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

- **イ** 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- **ハ** 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- **ニ** 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(国及び地方公共団体の責務等)

- 第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門 的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機 関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る 通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共 団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

- 第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健 師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢 者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者 及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

- **第七条** 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを 市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定に よる通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- **第八条** 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

- **第九条** 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた 旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措 置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」とい う。)とその対応について協議を行うものとする。
- 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合に は、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、 養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に 保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の 四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求 をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条 第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

- 第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- **2** 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- **3** 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

- 第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により 警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため 必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭 和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

- 第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言 その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると 認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

- 第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。
- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

- **第十九条** 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。
- **2** 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所 し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの 苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

- 第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業 (当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業 を含む。) において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合 は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- **3** 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当 する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
- 第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたとき は、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事 項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に 係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。
- 2 前項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。
- 第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設

の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事 者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切 に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢 者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

- 第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。
- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引 による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済 的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

- 第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定 による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁を させた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度 については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- **3** 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

高松市高齢者虐待防止・対応マニュアル

平成18年3月(初版)

平成22年3月改訂

平成31年3月改訂

令和6年3月改訂

発行 高松市健康福祉局長寿福祉課

住所 〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

電話 (087) 839-2346 (長寿福祉課 直通)